雨水貯留タンク助成金交付手続きについて

目的

高石市では、近年多発している集中豪雨の頻発、都市化による雨水流出量の増大によって、市内の浸水リスク・下水施設の負荷が増大しています。このような状況に対応するため、各家庭に雨水貯留タンクを設置することで、集中豪雨時に雨水の流出を抑制するとともに、貯留した雨水を有効活用し、良好な水環境社会の形成につながるように助成制度を行います。

助成対象者

※細かく基準を定めていますので、購入前に申請書一式を市役所に取りに来て頂いて確認をお願いします。

雨水貯留タンクを設置する土地・建物の所有者、又は、その土地・建物の所有者の同意を得た占有者で、下記の条件を全て満たす方

① 雨水貯留タンクの設置場所が高石市域内であり、高石市内に居住又は住居を所有されている方。

② 雨水を貯留し、降雨時の雨水流出を抑制し、貯留した雨水を散水等に利用することが出来る方。

③ 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、助成金の交付を受けた日の属する年度から7年以上雨水貯留タンクを存続させることが出来る方。

④ 過去に当該助成制度に基づく助成金の交付を受けていない方。

⑤ 雨水貯留タンクを設置する建築物に過去に当該助成制度に基づく助成金の交付を受けた雨水貯留タンクが設置されていない方。

⑥ 現在、高石市各市税・上下水道料金・下水道受益者負担金の未納がない方。

雨水貯留タンク

助成の対象となるタンク	○ 1基の容量が80リットル以上で、別紙高石市雨水貯留タンク設置基準に記載されている仕様を満たされていること。 ○ 製品として販売されているもので、雨どいからの接続であること。
助成の対象とならないタンク	○ 自作品、ドラム缶などを加工した商品。 ○ 条例適用以前に購入・設置している雨水貯留タンク。 ○ 浄化槽からの転用や地下埋設型。

助成金額

助成金は、本体の購入金額の3分の2またはタンク容量（L）×200円のいずれか低い方で、上限4万円までです。

（配送費・設置費等は助成対象外です。また、助成金の1，000円未満の端数は切り捨てです。）

例1	100Lの雨水タンク本体を29,800円で買った場合
	A 29,800円×2／3＝19,867円→19,000円（切捨て） B 100L×200円＝20,000円 **A＜Bなので、Aの金額が助成金額になります。**
例2	180Lの雨水タンク本体を58,000円で買った場合
	A 58,000円×2／3＝38,666円→38,000円（切捨て） B 180L×200円＝36,000円 **B＜Aなので、Bの金額が助成金額になります。**
例3	300Lの雨水タンク本体を68,000円で買った場合
	A 68,000円×2／3＝45,333円→45,000円（切捨て）＞40,000円（上限） B 300L×200円＝60,000円＞40,000円（上限） **A・Bとも限度額を超えるので、40,000円が助成金額になります。**

助成金交付申請の流れ

申請書の受取	雨水貯留タンク購入前に申請書等を市役所に取りに来て頂き、購入予定の雨水貯留タンクの基準や、助成対象者の要件を確認してください。
タンク購入	雨水貯留タンクを購入、設置工事を行ってください。
購入日から6ヶ月以内に申請書提出 **（市役所2階　下水道課総務係窓口に提出してください。郵送や電子申請での受付は行っておりません。）**	①雨水貯留タンク助成金交付申請書 ②製品の仕様等が記載されているカタログ（タンク容量・材質の確認等の為に必要です。） ③貯留タンクを設置する位置図 ④取り付け前後が分かる写真（L版以上のサイズ、取り付け前と後で2枚以上。） ⑤商品名・金額が記載された領収書の原本（原本の提出が必要です。また、提出された領収書は返還出来ませんので、領収書が必要な場合は、事前にコピーしてください。） ⑥雨水貯留タンクの維持管理に関する誓約書 ⑦雨水貯留タンク設置助成金交付請求書 ⑧高石市市税の納税状況の調査に関する同意書 ⑨委任状（代理人による申請の場合のみ必要です。）
書類確認	助成金の交付にあたり、市税・上下水道料金・下水道事業受益者負担金の未納がないか確認します。
現場確認	設置した家屋に確認に伺います。
交付決定通知	確認後、申請者住所宛に交付決定の通知書をお送りします。
助成金振込	交付決定通知書のとおり指定口座に振り込みます。

申請受付期間は、毎年5月から11月末日まで（土・日・祝日除く）です。予算に限りがありますので、お早めに申請をお願いします。万が一、申請後に助成金の予算がなくなりましたら、次年度の予算で支払う場合もあります。この場合、設置から交付までお時間を頂くことになりますので、御了承ください。

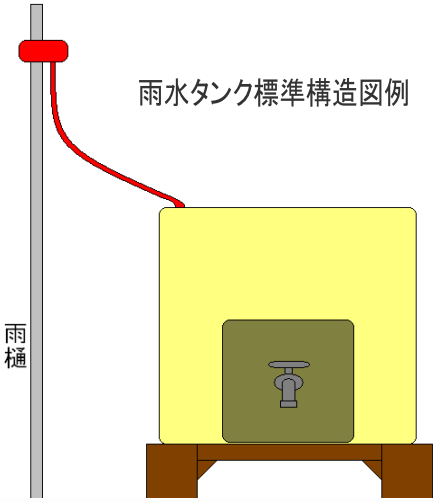

・不正な助成金申請や、7年以内に雨水貯留タンクを撤去・売却等行った場合は、助成金の返却を命じる場合があります。
・やむを得ず、転居や、家の売買・取り壊し等、維持管理出来なくなった場合は、別紙申請書にて譲渡できます。ただし、譲渡先は高石市内に限ります。また、譲渡を受けた方は、新たに設置しても助成金の交付は受けられません。

お問合せ先
高石市土木部下水道課　総務係
〒592-8585
高石市加茂4丁目1-1
TEL　072-275-6424　　FAX　072-263-6116
E-mail　gesui-soumu@city.takaishi.lg.jp

天　女　の　住　ま　う　街　　TAKAISHI CITY　高石市